

回答日：2022年 9月20日

| 質問No. | 追加情報リスト質問事項（原文ママ） | 回答 |
|-------|---|--|
| 1 | 質問No.1に関しては、貴社単体のみならず、貴社グループに属する個人及び法人、組合その他の団体のそれぞれについて対象としておりますが、本回答No.1においては、貴社に関する情報のみが記載されております。 | |
| 1-① | 貴社グループ（定義は上記※2をご参照ください。）に属する個人及び法人、組合その他の団体は、貴社の100%株主である島崎紀子氏（以下「島崎氏」といいます。）以外は、一切存在しないという理解で良いかご教示ください。 | そのとおりです。 |
| 1-② | No.1-⑥については、個人である島崎氏についても、貴社の100%株主であって、貴社には他に従業員もおられない以上、貴社と一体不可分な存在であることは明らかであり、当然ご回答頂く必要がございますので、重ねてご回答をお願い致します。 | 「一体不可分な存在」との意味は分かりかねますが、島崎氏個人についても「なし」です。 |
| 2 | 本回答No.1-①及びNo.4に関して、島崎氏の過去の経歴として「個人投資家」とのみ記載されておりますが、本対応方針で必要とされている情報提供としては、遺憾ながらこれでは全く不十分です。本件大規模買付行為等を行われたい動機・目的として島崎氏が当社の取締役役に就任する意欲を示されていることも踏まえ、島崎氏の大学（該当がなければ）以降の学歴・職歴の詳細（企業その他の組織において役員又は従業員として業務に従事したことがある場合には、その企業の名称及び役職を含みます。）については、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかですので、当該情報についてご回答くださるよう、重ねてお願い致します。もし仮に、このような極めて基本的な質問にもご回答頂けない場合には、本対応方針に定める手続を遵守していないものとして取り扱わざるを得なくなる可能性がありますので、ご留意ください。また、「投資経験あり」とご回答されていることに関連して下記の詳細をご教示ください。 | 平成9年4月 荒川商業高等学校入学 平成11年4月 都内飲食店勤務 平成15年1月 個人投資事業開始 上記飲食店以外に、企業その他の組織において役員又は従業員として業務に従事したことはありません。 |
| 2-① | 投資歴、投資ポリシー、投資規模、投資実績の概要 | 投資歴：10年超 ポリシー：キャピタルゲイン、7年EXIT 規模：100万円～50億円 投資実績：どこまでを主体的な自らの投資に含めるかによりますが、投資を続けることが出来る程度の実績はございます。 |
| 2-② | 他の者と共同して投資をしたことの有無、ある場合にはその詳細 | 有り：他者に関することであり、こちらについては回答を差し控えていただければと存じます。 |
| 3 | 本回答No.4に関して、島崎氏は過去に当社への提案行為に類する行為を行ったことはないかと回答されており、本回答No.12において、投資目的はキャピタルゲインであり、投資理由は当社株式が割安であるためと回答されております。これまで同種の提案経験がなく、会社の経営経験もない個人投資家が、買収防衛策が導入された後に、しかも過去の株価の状況に照らして明らかに高騰した状況で、突如として、30億円近い借入を行って上で上場会社に対して25%の株式取得及び自身の役員としての選任を提案することは、キャピタルゲインを目的とする一般投資家の投資行動として通常ではないものと考えておりますが、そのような行動をするに至った理由、経緯等の詳細を具体的にご教示ください。 | 2022年8月25日付回答書において、回答差し上げた内容以外の理由、経緯はございません。なお、「一般投資家の投資行動として通常ではない」とのご指摘をいただいておりますが、投資家の投資行動は各自の知見、経験、投資ポリシー、資金等の諸要素に依拠するため、一律の投資行動になることはなく、どのような投資行動が「一般投資家の投資行動として通常」に該当するのか分かりかねております。 |
| 4 | 本回答No.3に関して、貴社グループに含まれる法人、組合その他の団体の意思決定機関に関して、該当なしと回答されておりますが、島崎氏が全て単独で意思決定をされているという理解で良いかご教示ください。 | そのとおりです。 |
| 5 | 本回答No.6及びNo.7に関して、リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）及び布山氏との間で関係及び面識はない旨回答されておりますが、貴社及び島崎氏のみならず、島崎氏の3親等以内の親族とも関係及び面識がないという理解で良いかご教示ください。ある場合には、その詳細を具体的にご教示ください。 | その理解で結構です。 |
| 6 | 本回答No.12に関して、下記の詳細をご教示ください。 | |
| 6-① | 貴社における買付検討開始時期が2022年春と回答されておりますが、より具体的な日時及び買収検討開始の経緯の詳細を具体的にご教示ください。 | 令和4年5月頃です。リ・ジェネレーションによる貴社株式取得、貴社の本対応方針等の拝見し、貴社に興味を持ったことがきっかけとなります。 |
| 6-② | 貴社設立の目的として、当社株式の取得以外の目的が存在する旨回答されておりますが、貴社設立時以降において、具体的に実施されている当社以外への投資実績の有無、もしある場合には、時期、投資規模、投資資金の源泉（自己資金又は借入れ）等の詳細を具体的にご教示ください。 | 当社設立後、貴社以外の投資の実績はございません。 |
| 6-③ | 貴社が当社株式の買付けを行った理由に関して、当社株式が割安であると回答されておりますが、近時の株価は1000円近くまで高騰しており、貴社が想定している取得株価（800円）をはるかに上回る水準で推移しているため、客観的にみて、現在の当社株価が割安であるとは考え難いものと存じます。本回答No.18にも関連しますが、このような足許の状況において、貴社が当社株式を割安とご判断されている合理的な理由、並びに貴社が設定している当社株式についての、取得価格に関する想定（算定根拠を含みます。）及び現実的な可能性に関する見解、想定投資利回り、投資回収期間、投資回収金額その他の投資方針に関する詳細を具体的にご教示ください。 | 本回答No.12、No.17のとおり、施策を実施した見込み（事業計画書参照）では、3年後の純資産を15,839百万円、平均当期純利益を1,328百万円と想定しており、施策後の株価は1,200～2,000円を想定しているところ、これは業界の実績（PBR1.2倍～1.5倍、PER15倍～25倍）をベースとし計算しており、800円という想定取得株価は割安であると考えております。なお、2022年9月16日時点の貴社株価終値は941円であり、想定取得株価よりは高額であるものの、施策後の想定株価に比べると割安であると考えております。もっとも、今後、株価がさらに上昇するようであれば、当社の方針に沿わない可能性もありますので、今後の貴社株価を注視したいと存じます。 |

| | | |
|------|--|---|
| 7 | <p>本回答No.14-③及び⑨に関して、貴社の資金調達先であるKUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.の経営者であるRENNY氏は島崎氏とビジネスを通じての知人であり、貴社が株式を取得された後の方針や取得後の当社の事業価値向上の可能性を説明したところ賛同を得られたと回答されておりますが、貴社は資本金100万円であって設立されて間もないばかりか、営業実態が全くなく、過去に投資のトラックレコードもない会社であり、また、唯一の出資者であり代表取締役である島崎氏においても過去に会社の経営経験も重要提案行為等を伴う投資経験もないにも拘らず、30億円近い資金を、借入の主要条件も確定しない状況において、自己資金かつ無担保で提供することは、通常では合理的に考え難いことは明らかかと存じます。そこで下記の詳細をご教示ください。</p> | <p>「借入の主要条件も確定しない状況」の趣旨が分かりませんが、借入の条件は、融資証明書記載のとおりです。</p> <p>また、本回答No.14-⑨のとおり、KUAMGが融資を決定したのは、RENNY氏と島崎紀子との関係等によるものですので、当社の営業実態等は全く関係ありません。ご指摘は的を射ないものと存じます。</p> |
| 7-① | <p>RENNY氏の国籍及び氏名（フルネーム。インドネシアの方の場合には、名前のみの方もいらっしゃることは認識していますが、一方で、正式な名前が長い場合に通称を多く用いることもあると認識しています。RENNY氏は、通称ではなく、正式なお名前であるということであれば、その旨ご教示ください。）</p> | <p>RENNY氏は通称ではなく、正式なお名前であると伺っています。</p> |
| 7-② | <p>島崎氏とRENNY氏との間のビジネス上のつながりの具体的な内容</p> | <p>両名の関係は十数年に遡る上、詳細は他社に関する事項ですので、回答を差し控えさせていただきます。</p> |
| 7-③ | <p>貴社がRENNY氏に説明した、貴社が株式を取得された後の方針や取得後の当社の事業価値向上の可能性の具体的な内容（貴社にてご作成された事業計画の内容を含め、当社にご提供頂いた程度の情報では、上記のような30億円近い資金を自己資金かつ無担保で提供する融資の判断は、客観的にみて非常に困難であることは明らかかと存じます。）</p> | <p>RENNY氏に対して当社が貴社株式を取得した後の方針、取得後の貴社の事業価値向上の可能性（貴社に提供した情報）を説明したところ、賛同いただき、融資を承諾いただいた次第であり、それ以上の説明はしていません。また、融資の判断は、融資者の知見、経験、融資方針及び資力に依拠するものであり、一律の判断になることはなく、どのような融資判断が「客観的にみて非常に困難」に該当するのか分かりかねております。</p> |
| 7-④ | <p>ご開示頂いた融資証明書記載されている条件以外の借入に係る条件の有無及びもし有ればその内容の詳細</p> | <p>なし</p> |
| 8 | <p>本回答No.14-⑤に関して、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.の財務内容について開示の必要性がないとして開示を拒否されておりますが、上記7.のとおり、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.が、自己資金かつ無担保で貴社に対して30億円近い資金提供をすることについては、通常では想定し難い取引であり、そうである以上、客観的にみて、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.こそが本件大規模買付行為等を企図されている実質的な主体なのではないかとの合理的な疑念を抱かざるを得ませんので、同社の財務内容（貸借対照表及び損益計算書の内容を含みます。）を具体的にご教示頂くことは必須と考えております。この点、ご回答くださいますよう、重ねてお願い致します。</p> | <p>KUAMGが「本件大規模買付行為等を企図されている実質的な主体」という事実はございません。とはいえ、貴社の再度の要請を受け、当社としてもKUAMGに対して財務内容の開示を要請しましたが、一般的に言っても、貸主側が借主に財務内容を開示することは稀であり、同社の承諾は得られておりません。これは、当社が要請したにもかかわらず、また、当社に事前確認いただくわずかな手間さえ省かれて、貴社がKUAMGの取引明細書を公表されたため、KUAMGも慎重になっている、ということもありますので、ご配慮いただけますと幸いです。もっとも、当社は、引き続きKUAMGに対して財務内容の開示を要請する所存ですので、開示を受けられましたら、追加で開示させていただきます。</p> |
| 9 | <p>本回答No.18に関して、開示頂いた事業計画には貴社の投資資金の回収に関する計画は記載されておらず、また、借入れに対する返済計画も記載されていませんが、貴社は資金提供元であるKUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.に対して資金回収計画及び返済計画を提出しないにも拘らず、30億円近い借入れが承認されたという理解で良いかご教示ください。</p> | <p>返済条件は融資証明書記載のとおりであり、これが返済計画になります。</p> |
| 10 | <p>本回答No.19に関して、市場での売却、自社株買い等も選択肢であるが、具体的な譲渡先は現状決めていないと回答されておりますが、貴社は本回答No.12において、投資目的はキャピタルゲインであるとお返されるところ、投資目的がキャピタルゲイン（の獲得）のためであれば、当然ながらその投資につき回収が予め想定されているはずですが。しかも、本件では本件大規模買付行為等に要する資金全額を借入れによって賄うものとされており、そのような資金の外部調達を伴うキャピタルゲインを目的とした投資である以上、当然のことながら、株式保有期間、投資の回収の方法・相手方・内容・時期等について一定の方針を保有されていると理解しておりますので、それぞれについて具体的な内容を詳細にご教示ください。</p> | <p>株式保有期間（回収時期）は、本回答No.17にて回答しております。回収方法・内容についても、本回答No.19にて回答しております。</p> |
| 11 | <p>ご提出頂いた事業計画書については、下記①から⑥のとおり、具体的な言及がまったくなかったり、同一資料内の記載で矛盾ないし齟齬が非常に多くみられます。事業計画は、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際の中核的な情報の一つであって、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報であって、その内容を正確に理解できるようにして頂くことが必須ですので、下記の詳細をご教示ください。</p> | <p>事業計画書の齟齬、誤り等について、失礼いたしました。本書面添付のとおり修正致します。</p> <p>詳細な計算根拠や考え方については、大規模買付行為等実施後、貴社からの詳細情報を入手する必要がありますと考えております。現段階では基本方針のみ提示するものです。</p> |
| 11-① | <p>2頁「1.主な施策」に記載の事項に関して、「単価アップにより粗利率の改善」とありますが、3頁以降には、3頁に「4°C」様及び「フェスタリア」様との「経常利益比較」の表がある他、粗利率の比較も記載されておらず、どのような商品について、どのように粗利率の改善を図るのかを含めて、まったく具体的な言及がありません。</p> <p>施策の詳細を具体的に（具体的に、どのような商品ないし商品群に関して、どのような方法で粗利率を改善することを想定されているのか、それによって、当社業績にどのような影響が生じることを見込むのかを含みます。）ご教示ください。</p> <p>また、上記3頁「経常利益比較」の表は、純利益の比較をされているものと理解しておりますので、必要な訂正をお願いします。</p> | <p>全体的な粗利率の改善は可能だと思っています。具体的な商品群、地域性についても深く検討したいと存じますので、大規模買付行為等実施後、商品別の仕入、加工、原価に係る情報を共有いただければと思います。</p> |

| | | |
|------|---|---|
| 11-② | <p>同じ箇所に、「ECによる販売増」とありますが、3頁以降には、まったく具体的な旨及がありません。施策の詳細を具体的に（具体的に、どのような商品ないし商品群について、どのような顧客層をターゲットとして、どのような方法で行い、どの程度の販売増が見込まれるのか、また、ECの実施に必要な投資その他の費用との関係で、当社業績にどのような影響が生じることを見込むのかを含みます。）をご教示ください。</p> | <p>HPからの販売を検討しています。またECの専門家を増やし訪れた方が貴社のファンになるようなものを作ればと考えていますが、こちらも大規模買付行為等実施後に検討の場を設けるなどしていただきたいと考えております。</p> <p>なお、投資額は年間1億円、償却は5年均等、期央取得を想定し作成しています。</p> |
| 11-③ | <p>3頁「2.同業種比較」に記載の事項に関して、「フェスタリア」様の女性役員の登用状況について女性監査役有り記載されており、「フェスタリア」様とは、フェスタリアホールディングス株式会社様を指すと理解しておりますが、同社の公表情報から確認できる限り、同社には女性の監査役も女性の取締役も存在しておりません。貴社が島崎氏を女性役員として派遣することを提案されている状況において、競業他社における女性役員の登用状況につき、このような誤った情報提供をすることは株主及び投資家の皆様を誤信させるものであり、フェスタリアホールディングス株式会社にもご迷惑になるところですので、極めて悪質であると考えております。直ちに資料をご訂正頂くとともに、このような記載をされた意図を具体的に教示ください。</p> | <p>田中恵氏について性別を誤っておりました。大変失礼いたしました。とはいえ、女性役員登用については時代の趨勢であり、必要なことであると考えています。</p> <p>意図はなく情報収集に誤りがありました。深くお詫び申し上げます。</p> |
| 11-④ | <p>4頁「3.含み益資産の売却」に記載の事項に関して、当社本社ビルの路線価（平成18年度970千円/㎡、令和4年度1,640千円/㎡）を記載している一方で、実際の想定評価額では路線価を用いておりません。想定評価額の根拠が不明であり、このままの提案では合理性に乏しく、真摯な提案とは到底評価し難いため、どのような手法で算定したのか詳細を具体的に教示ください。</p> <p>なお、想定評価額の根拠のご回答に当たり、</p> <p>(i)取引事例比較法であれば比較衡量した対象取引の詳細を、</p> <p>(ii)原価法であればベースとなる標準土地価格を査定した論拠と、対象となる土地の特殊性をどのように勘案したかの詳細を、</p> <p>(iii)収益還元法であれば、賃貸収益の前提となった将来計画の詳細を、</p> <p>(iv)開発法であれば販売総額から建築等開発事業に擁する費用を控除して求めていると思われるので、その概算値の詳細を、</p> <p>(v)そのほかの手法を用いた場合には、前提となる基礎数値の引用論拠と将来計画の試算前提などの詳細を具体的に教示ください。</p> | <p>評価方法は路線価の変動に伴う時点修正にて行っています。貴社土地再評価時（貴社では鑑定評価等を取られたものと考えています。）に近い年度の路線価と直近の路線価の変動幅を比較し、簡易的に評価致しました。金額は丸い数値に変更していますが実際の計算は4項下段の表（黄色）の通り2,834千円となっています。単純計算では不動産においては鑑定評価をとったとしても実際には相対で取引を行うため、その価格には大きな開きがあると存じますが、ご希望があれば、鑑定評価を取ります。また鑑定評価者に対してご指定がある場合、候補をいただければそちらから選出したいと思っております。</p> |
| 11-⑤ | <p>同じ4頁「3.含み益資産の売却」に記載の事項に関して、事業計画書6頁以降の記載と下記の各齟齬について、その理由の詳細を具体的に教示ください。</p> <p>(i)4頁では、当社本社ビルの「土地」の売却（セールスアンドリースバック）をご提案されながら、事業計画書6頁「6.連結BS見込み推移 資産2020年3月期～2025年3月期」においては、固定資産中の「土地」の計上額が2023年3月期以降もほぼ減少しておりません。</p> <p>(ii)4頁には、当社本社ビルの土地の売却益1,345百万円と記載されているのに対して、事業計画書8頁「8.連結PL見込み推移2020年3月期～2025年3月期」において固定資産売却益が998百万円と記載されており、一致しておりません。</p> <p>(iii)4頁では、想定土地売却額3000百万円と記載されているのに対して、事業計画書9頁「9.連結CF計算見込み推移2020年3月期～2025年3月期」においては、固定資産売却の収入が1,000百万円と記載されており、一致しておりません。</p> <p>(iv)4頁では、土地をセールスアンドリースバックした場合の追加コストを56百万円と記載されているところ、事業計画書10頁「9.連結販売費及び一般管理費見込み推移2020年3月期～2025年3月期」において本社土地の賃料が19百万円と記載されており、一致しておりません。</p> | <p>(i) BS土地の減少について失礼いたしました。1655百万円を減少させるべきところを1655千円の入力になっていました。修正再提出致します。</p> <p>(ii) 数値が古いままになっていました。修正致します。1,345百万円が最新数値になります。</p> <p>(iii) 数値が古いままになっていました。修正致します。3,000百万円が最新数値になります。</p> <p>(iv) 数値が古いままになっていました。修正致します。56百万円が最新数値になります。</p> |
| 11-⑥ | <p>8頁「8.連結PL見込み推移2020年3月期～2025年3月期」に記載の事項に関して、2023年3月期から2025年3月期の売上高計画において、「コロナ前×90%」、「2%成長」と記載されているところ、表内の数値が、当該コメントどおりの計算数値になっておりませんが、その理由の詳細を具体的に教示ください。</p> | <p>失礼いたしました。</p> <p>式がコロナ前85%、5%成長となっております。</p> <p>式に合わせて文言を修正致しました。</p> |
| 12 | <p>本回答No.22に関して、「顧客、取引先については」変更を「想定していない」と回答されていますが、それ以外のステークホルダー（従業員等）については、ご回答を頂いておりません。貴社による大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の従業員との関係に関して想定されている変更の具体的な内容を詳細にご教示ください。</p> | <p>貴社グループ会社の従業員についても変更は想定しておりません。ただし、ご説明したとおり、貴社の女性従業員から、積極的に役員への登用を考えております。</p> |
| 13 | <p>本回答No.23に関して、島崎氏は過去に会社経営に関与したことはなく、女性役職員の登用実績もないと回答されていますが、それにも拘らず、島崎氏が役員として当社の経営に携わることで女性役職員の登用が可能であるとする具体的な理由と、実際に当社において実施されることを想定されている具体的な方法及び評価方法等（定期的な面接、現状の評価方法や評価項目の添削の具体的な内容を含みます。）の具体的な内容を詳細にご教示ください。なお、この点との関連からも、上記の本追加質問2の柱書記載の、島崎氏の大学（該当がなければ）以降の学歴・職歴の詳細へのご回答は必須と考えております。</p> | <p>現時点では、本回答No.23で回答した基本方針のみの提示で足りるものと考えております。「評価方法や評価項目の添削の具体的な内容」につきましても、大規模買付行為等実施後、実際に貴社とも意見交換させていただきながら、具体化していくことを想定しています。</p> |
| 14 | <p>本回答No.25-①及び③に関して、他社に関する事項であるため回答を差し控えるとのことですが、当該質問を含め、情報リストに記載の質問は全て、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報です。太洋物産に関する質問事項は、島崎氏の過去の相場会社に対する投資行動に関わる事項であり、また、大規模買付者の範囲を判断する上でも重要な事項であって、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかですので、当該事項についてご回答くださるよう、重ねてお願い致します。</p> | <p>貴社が御質問されている内容は、当該他社にとってはむやみに開示されたくない情報であることは明らかである上、そのような情報が「本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報」に当たる理由についてご説明もいただけないため、回答はできかねます。とはいえ、当該理由につき、具体的に説明いただければ、当該他社に開示の許諾を取った上で、開示させていただきます。</p> |

| | | |
|------|---|---|
| 15 | <p>本回答No.27及びNo.28に関して、いずれも、「『本件法律事務』以外の事項に関しては回答する（できる）立場にありません」として回答を拒絶されておりますが、当社の当該各質問は、貴社ないし当該複数の他者がいかなる委任を行っているかないしいかなる受任をしているかを問うものではなく、複数の客観的な事実関係に基づき、貴社代理人弁護士が関連する貴社と複数の他者との人的関係・繋がりについて質問をしているものであって、大規模買付者の範囲を判断する上でも重要な事項であり、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかなです。このため、貴社が回答を拒絶された理由は質問に対する回答としても合理性がなく、質問の趣旨に対応したものではありませんので、ご質問した各人との人的関係・繋がりにつきましてご回答くださるよう、改めてお願い致します。</p> | <p>当社と大下弁護士を含む弁護士との関係・つながりが、「大規模買付者の範囲を判断する上でも重要な事項」に該当する理由についてご説明もないため、回答はできかねます。仮に、当社が、大下弁護士や、その他貴社ご指摘の各弁護士に、過去に法律事務を依頼するなどして、過去に面識や関係等があるという、それが「大規模買付者の範囲」の判断になぜ影響するのか全く理解できません。また、本件法律事務に関して、大下弁護士（ないし、その所属事務所である弁護士法人琴平総合法律事務所）と戸田弁護士・鈴木多門弁護士（ないし、その所属事務所である弁護士法人ニューポート法律事務所）、大塚弁護士（ないし、その所属事務所であるOMM法律事務所）に関係はない旨は回答済みですので、「大規模買付者の範囲」の判断をするための情報として十分であると存じます。本件法律事務以外で、たとえば、これら弁護士間に面識があるとしても、それは同一業界に所属する者である以上当然のことであり、「大規模買付者の範囲」の判断に影響することはないと考えております。</p> |
| 16 | <p>本回答No.29に関して、島崎氏の親族関係につきましては、私的事項であるため回答は差し控えるとのことですが、当社の本年6月開催の定時株主総会で約63%の多数の株主の皆様のご賛成で承認された本対応方針でも、大規模買付者の特別関係者の情報は提供の対象となることが明示されているところ、①貴社が、島崎氏の100%出資による従業員のいない会社であって、設立されてからわずか3か月余りであって、営業実態の全くない1人会社であることからすれば、貴社と島崎氏とは実質的に一体であって、その配偶者に関する情報は特別関係者の情報として提供すべきであること、及び②貴社が当社株式を25%取得した場合には、当社が貴社の関係会社となるため、本件大規模買付行為等の是非を判断する上で重要な事項であることから、島崎氏の親族関係につきましても情報をご提供頂くことが必須です。もし仮に、島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取締役であった島崎晋輔氏の同一性に関する質問にご回答頂けない場合には、本対応方針に定める手続を遵守していないものとして取り扱わざるを得なくなる可能性がありますので、ご留意ください。また、同一人物である場合には、質問リストNo.29及びNo.30に記載の各質問に関して、島崎晋輔氏に係る事項につき具体的にご回答ください。</p> | <p>「貴社と島崎氏とは実質的に一体」という趣旨が理解できず、その法的位置付けも明らかではないため、具体的にご説明いただきたく存じます。なお、「もし仮に、島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取締役で、あった島崎晋輔氏の同一性に関する質問にご回答頂けない場合には、本対応方針に定める手続を遵守していないものとして取り扱わざるを得なくなる可能性があります」とのことですが、貴社の質問にお答えする必要性について何もご説明いただけないにもかかわらず、手続違反などと指摘されるのは不合理であると存じます。もっとも、当社は、本対応方針を遵守し、貴社において所定の手続が完了するまでは大規模買付行為等はもちろん、貴社株式の追加取得も行わない方針です。</p> |
| 17 | <p>島崎氏の配偶者と株式会社プリンシパル・コーポレーション（その後、「グローバルアジアホールディングス株式会社」に商号変更。以下「プリンシパル」といいます。）の取締役であった島崎晋輔氏とが同一人物である場合には、下記の詳細をご教示ください。</p> | <p>No.16の理由により、回答は差し控えさせていただきます。</p> |
| 17-① | <p>瀧澤氏と島崎晋輔氏の面識・関係の有無、ある場合には、その詳細。なお、プリンシパルと瀧澤氏が支配する法人との間には以下の関係が客観的に認められることから、当社としては、瀧澤氏と島崎晋輔氏の間には面識・関係があると考えるのが自然ではないかと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリンシパルは、島崎晋輔氏が同社の取締役に就任した翌日である2012年6月27日、瀧澤氏が実質支配する有限会社トーヨーコーポレーション（96.7%の株式を株式会社トーヨーコーポレーションが保有。代表者は取締役である瀧澤氏）に対し、4.6億円の資金調達のため新株予約権を発行しており、同社は、同日付けでこの新株予約権の8割を行使し、2000万株を取得してプリンシパルの筆頭株主（保有比率21.24%）となっていること ・プリンシパルは、島崎晋輔氏が同社のIR担当取締役に在任中の2013年10月29日、再び、瀧澤氏が100%株主である株式会社ティーティーアイに対し、約5億円の資金調達のために、第三者割当ての方法により自己新株予約権を処分しており、同社は、同年11月14日付けで新株予約権を全数行使して、プリンシパルの筆頭株主で、ある主要株主（保有比率15.79%）となっていること | <p>No.16の理由により、回答は差し控えさせていただきます。</p> |
| 17-② | <p>リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）と島崎晋輔氏の面識・関係の有無、ある場合には、その詳細。なお、プリンシパルとリ・ジェネレーションの間には以下の関係が客観的に認められることから、当社としては、リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）と島崎晋輔氏の間には面識・関係があると考えるのが自然ではないかと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リ・ジェネレーション（当時の商号は、株式会社N&Mマネジメント）は、2011年に大阪証券取引所ジャスダック市場に上場していた株式会社シスウェブホールディングス（以下「シスウェブ」又は変更後の商号を用いて「SOL Holdings」若しくは「ソルガム」といいます。）の株式を市場外で取得し、筆頭株主の地位にあった（株券等保有割合26.62%）ところ、シスウェブは、2012年11月5日、NDC Investment Pte.Ltd.（以下「NDC investment」といいます。）のSPCであるGreenfields Holdings Limitedに対し、発行価額と行使価額による合計1.4億円（同時に行った新株発行による調達額を合わせると2.3億円）の資金調達のため、新株予約権を発行していること ・プリンシパルは、島崎晋輔氏が同社の取締役に就任した翌日である2012年6月27日、上記と同じNDC Investmentに対して、発行価額と行使価額による2.8億円の資金調達のため、新株予約権を発行していること | <p>No.16の理由により、回答は差し控えさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 18 | <p>能勢元氏及び星野智之氏は、以下のとおり、島崎晋輔氏が取締役在任中のプリンシパルの資金調達に、引受先の紹介という形で関与しているところ、両名はソルガム及び島崎氏が2021年9月末日時点で特株割合にして2.33%の大株主であった太洋物産の資金調達にも、同様の形で関与しております。そこで、能勢元氏及び星野智之氏と貴社、島崎氏及び島崎晋輔氏との関係及び面識の有無をご教示ください。ある場合には、その詳細を具体的にご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリンシパルは、2012年6月27日、NDC Investmentに対して、発行価額と行使価額による2.8億円の資金調達のため、新株予約権を発行しているところ、NDC Investmentを紹介したのは、（前記有限会社トーヨーコーポレーションへの発行も含む）「本ファイナンスのフィナンシャルアドバイザーである星野」智之氏が代表取締役を務める株式会社ビッグヒット（以下「ビッグヒット」といいます。なお、KHNG株式会社は、ビッグヒットが2回の商号変更を経た後の同一の会社と認識しています。）であり、ビッグヒットがプリンシパルと接点を持ったのは、「当社が平成24年3月22日に設置いたしました、社外調査委員会の委員であり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役を務める能勢元氏に対し、社外調査委員会による調査終了後、能勢元氏と他社上場企業の開示の業務において兼ねてから取引のある株式会社ビッグヒットの代表取締役である星野智之氏より、当社を紹介して頂きたいという要請があった」ことによるものとされている。 ・ソルガムは、2017年11月30日、第三者割当ての方法による新株及び新株予約権の発行を行ったところ、そのうち新株238,095株（1株当たり105円、計約2500万円相当）及び新株予約権2380個（発行価額計約83万円、行使価額計約5000円相当）を引き受けたlbuki Japan Fund（ケイマン諸島信託口、代表者松木悠宣）について、「当社の会計顧問であります税理士法人東京フィナンシャル会計事務所の公認会計士能勢元氏…から知人であるKHNGの代表取締役である星野智之氏の紹介を受け相談したところ、平成29年9月に同社の取引先であるlbuki Japan Fundの紹介を受けました」とされている。 ・太洋物産は、2020年9月30日に新株発行を行っているところ、その際のフィナンシャル・アドバイザーについては、「当社の財務コンサルティング業務を担っていた支援機関との契約終了に伴い当社元監査役より紹介を受け、平成23年から助言や支援を行っていただいている公認会計士であり、当社と業務委託を締結している税理士法人東京フィナンシャル会計事務所の代表社員である能勢元氏より、令和2年7月にご紹介を受けたフィナンシャル・アドバイザーとしてKHNG株式会社を選定し、KHNG株式会社を通じて当社と前述の事業シナジーが見込める株式会社敷島ファーム、株式会社タキハチの各事業会社に資本増資の引き受け可否について打診」したとされている。 | <p>当社（ないし島崎紀子）と、能勢元氏との間に関係ないし面識はありません。星野智之氏については、当社の貴社株式の大規模買付行為等について関係はありません。</p> |
|----|---|--|